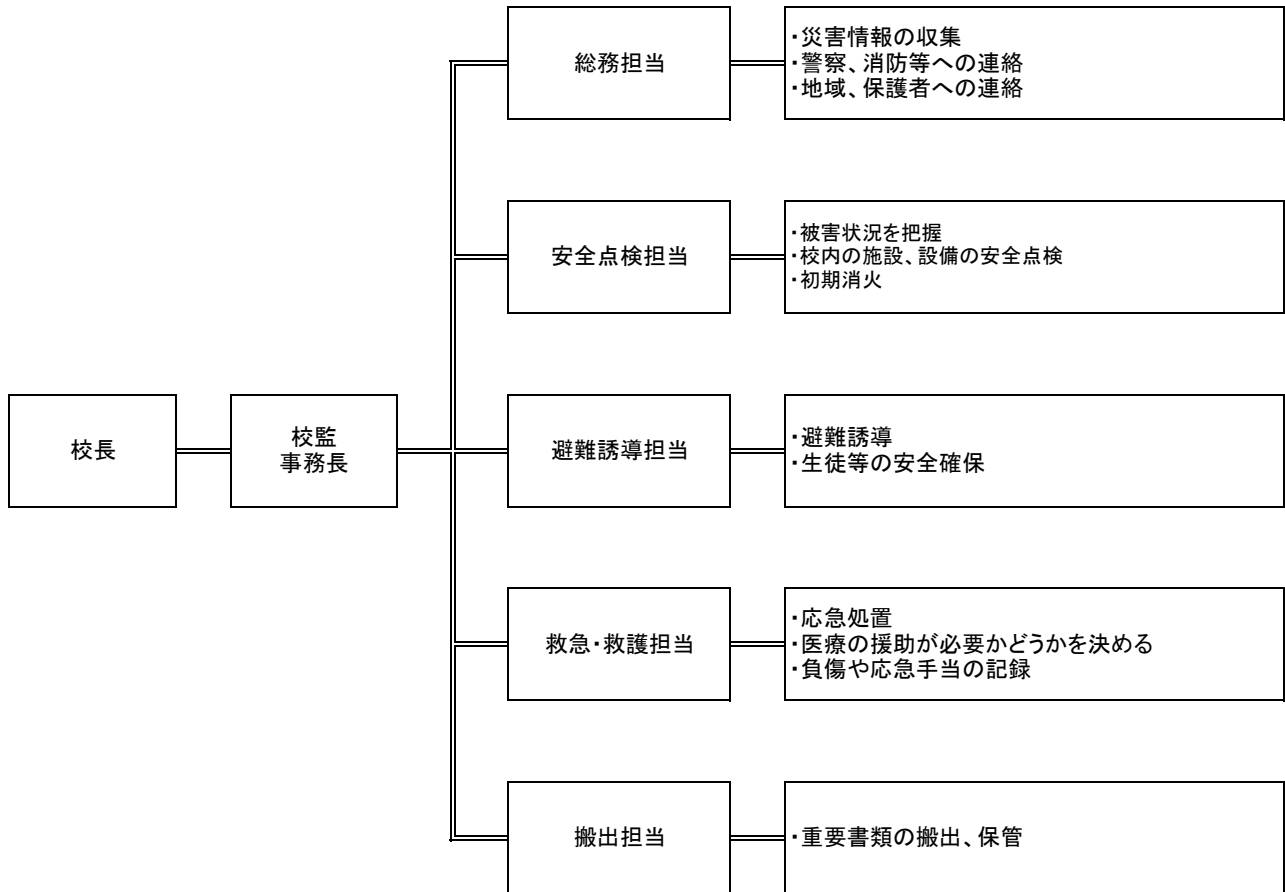


大阪金剛インターナショナル小・中・高等学校

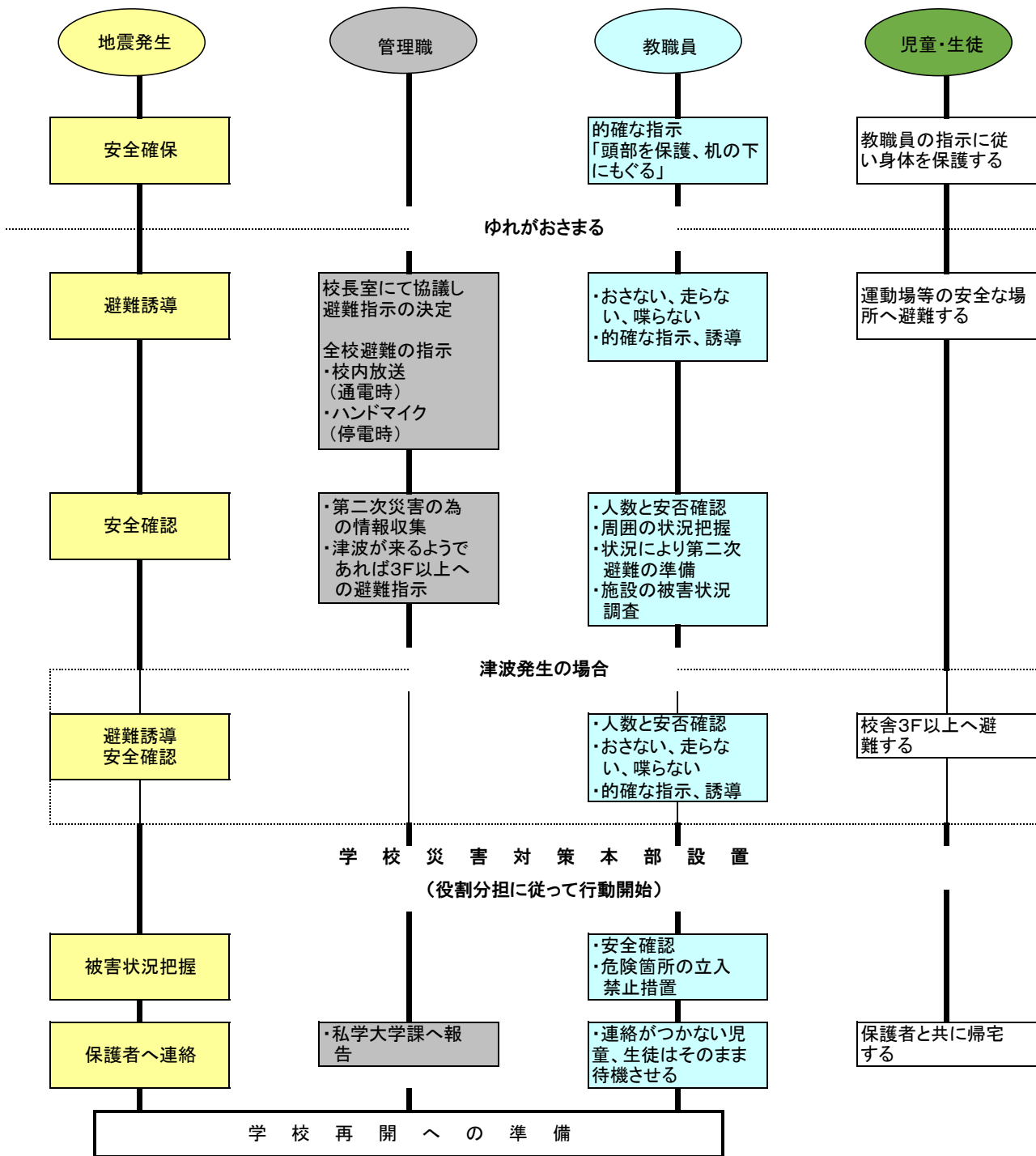
危機管理マニュアル (地震・津波災害)

学校災害対策本部の組織

校長、教頭、各担当の代表者等で対策本部を構成し、学校防災計画を作成するほか、日頃から学校における防災体制の整備や防災計画の充実を努めるとともに、地域の自主防災組織等との連携を図る。



在校時の災害対応



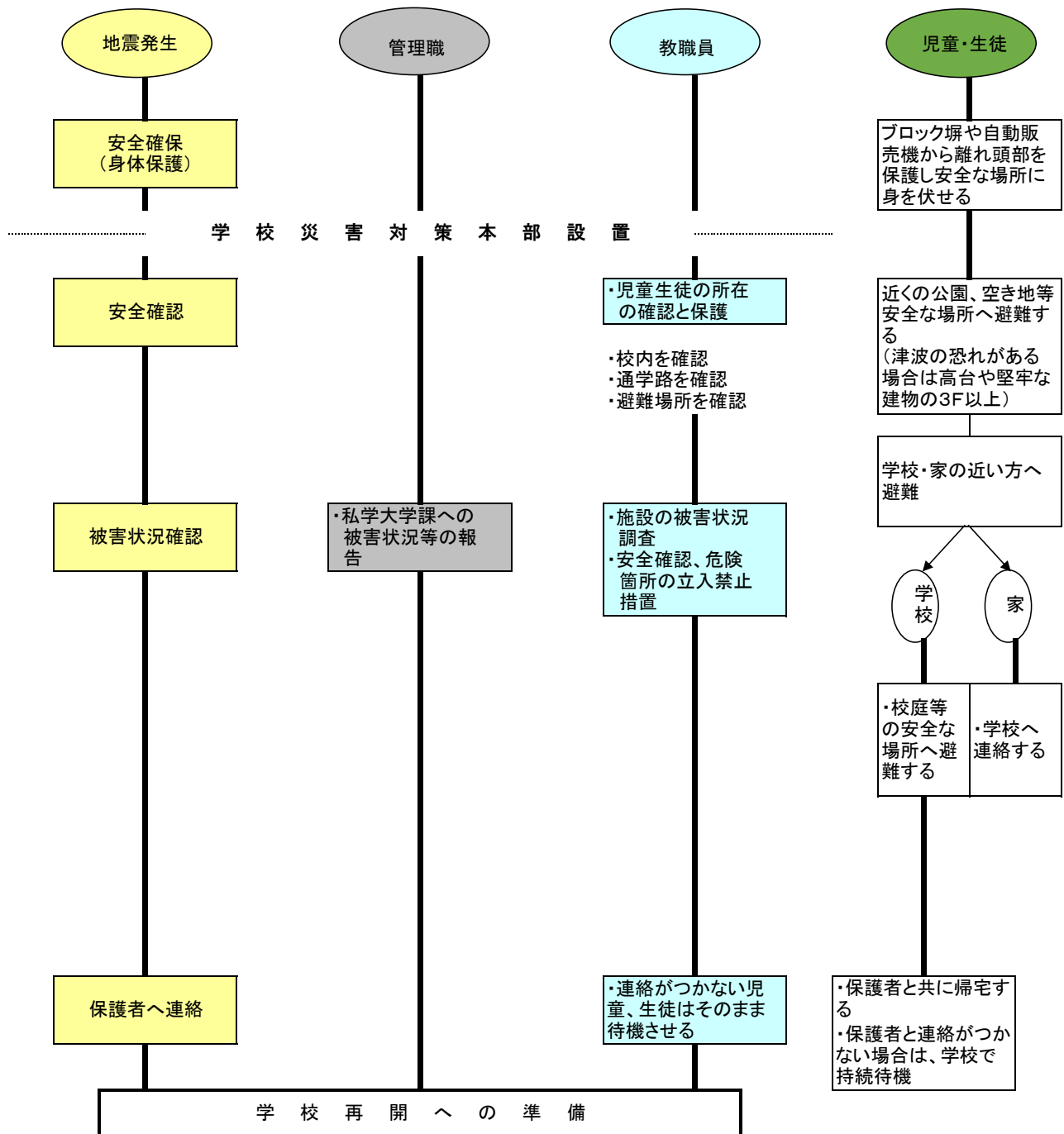
<場所別の初期行動>

場所	具体的な行動
教室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ ・出口を確保する
特別教室	・実験中であれば、危険物から離れる ・火気使用中であれば消化する
体育館	・体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる頭部を保護し、姿勢を低くする
運動場	・建物から離れ、中央に集合させ、姿勢を低くする
廊下・階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする ・近くの教室の机の下にもぐる
トイレ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる

<安全確保の基本>

	授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
安全確保	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持たせる ・教職員は冷静に的確な指示を与える ・火を消す。ガスの元栓を閉める。コンセントを抜く	・教職員がその場になくても児童生徒自身が安全な行動がとれるよう平素から指導しておく
避難誘導	・避難口を確保する ・転倒、落下の恐れのある物から児童生徒を遠ざける ・避難経路、避難場所の安全を確認する ・本部の指示により避難を開始する(状況によっては指示を待たずに避難開始) ・頭部を保護しながら避難させる ・負傷者の応急処置をする ・重症の場合は、救急隊に連絡し到着まで付き添う ・車椅子使用等の児童生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる	・教職員は児童生徒の安全確保に努める ・避難について全校に指示する ・教職員は分散し、各教室、体育館、トイレ等をチェックする
安否確認	・避難場所では、名簿等により人数を確認し本部に報告をする ・不明者の発見に全力を尽くす	・人数確認ができる体制を速やかに整える

登下校時の災害対応

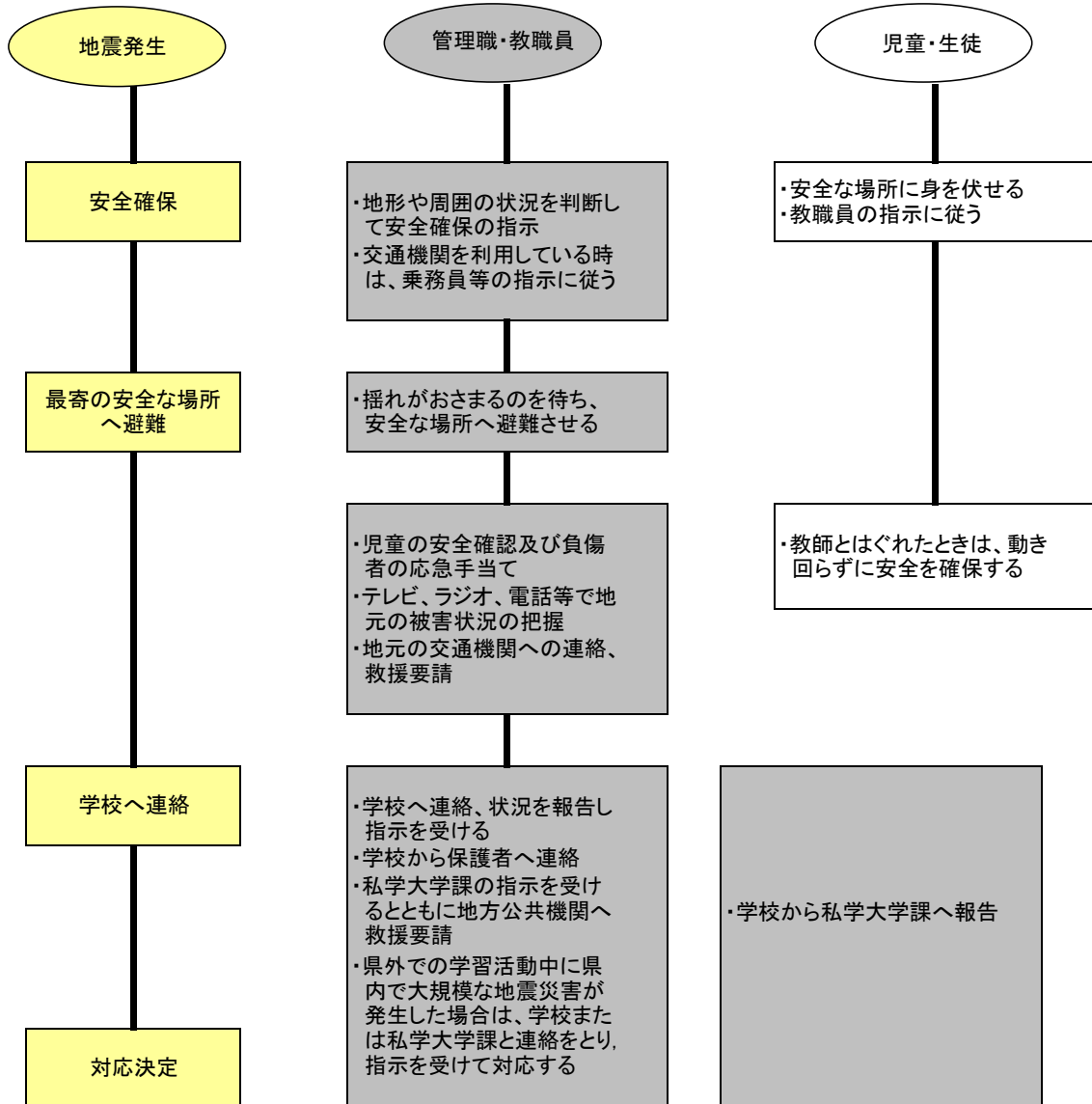


	学校の対応
安全確保	・児童生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る ・交通機関を利用する児童生徒には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、同時に児童生徒の判断力の育成を図る ・交通機関の途絶等により、児童生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引渡しまでの間、児童生徒を学校で保護する
避難誘導	・揺れがおさまった後(津波の恐れがある場合は、警報・注意報が解除された後)、家へ戻るか学校へ避難するかについては、原則として近いほうを選ぶ。 ・途中で避難している児童生徒や移動中の児童生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる ・学校に避難してきた児童生徒への対応策を明確にしておく
安否確認	・無事に帰宅できたかどうか等、児童生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく

津波の特徴と対応の心得

- ①津波のスピードは速く、海岸付近で急に高くなる
⇒肉眼で津波を確認してからでは、避難は間に合わない。強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐに海岸から離れ、急いで安全な高い場所へ避難する
- ②津波は普通の波よりはるかに大きな力を持っている。
⇒膝上の高さでも立っていられず、引き波で沖へ流されたりする恐れがある。津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない
- ③津波は繰り返し襲ってくる
⇒第1波が最も大きいとは限らないので、警報・注意報が解除されるまで、海岸付近に戻ったりせず避難場所にとどまる
- ④津波は川や水路をさかのぼる
⇒川や水路に近づかないのはもちろんのこと、避難の際にも、川や水路に沿った道は避ける
- ⑤地震の揺れがそんなに強くなくても、津波がやって来ることがある
⇒たとえ地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、すぐに海岸から離れ、急いで安全な高い場所に避難する

校外活動時の災害対応



教職員の対応	留意点
・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から児童生徒をすばやく遠ざける ・狭い場所や狭い道路では、塀、看板等の倒壊や落下に注意し、素早く広い場所に出させる ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗組員等の指示に従う	・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えないようにする ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく

< 宿舎に滞在している場合 >

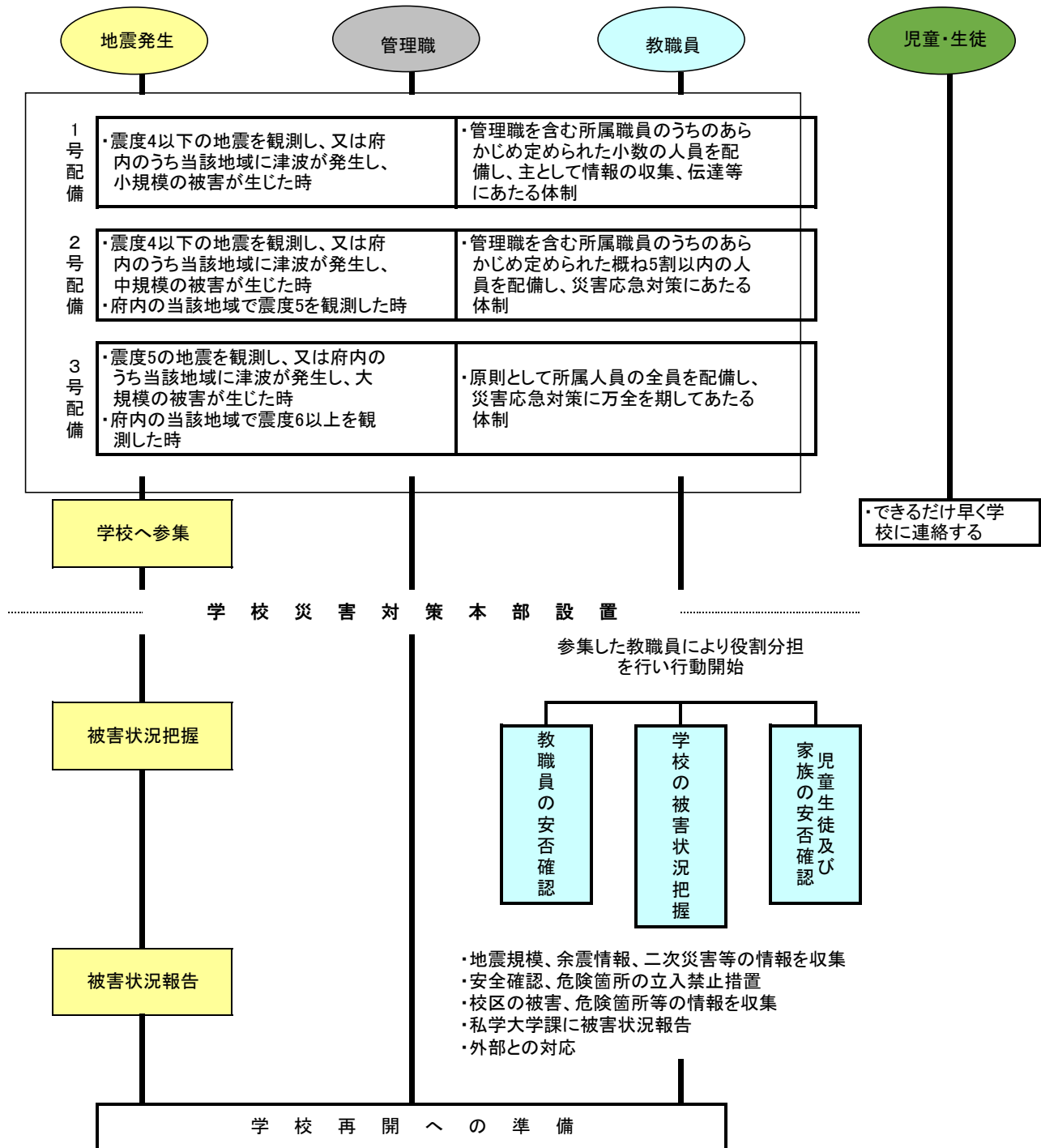
- ・夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい
 - ・火気使用中の場合は、火災発生の恐れがある
- などの点を踏まえた対応を行う

教職員の対応	留意点
・分担して、各部屋の児童生徒を掌握し、負傷者の確認と応急処置を行う ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる	・宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく ・避難開始前に、児童生徒の人数確認を確実にを行う

地下街や地下鉄の駅で地震に遭遇した場合

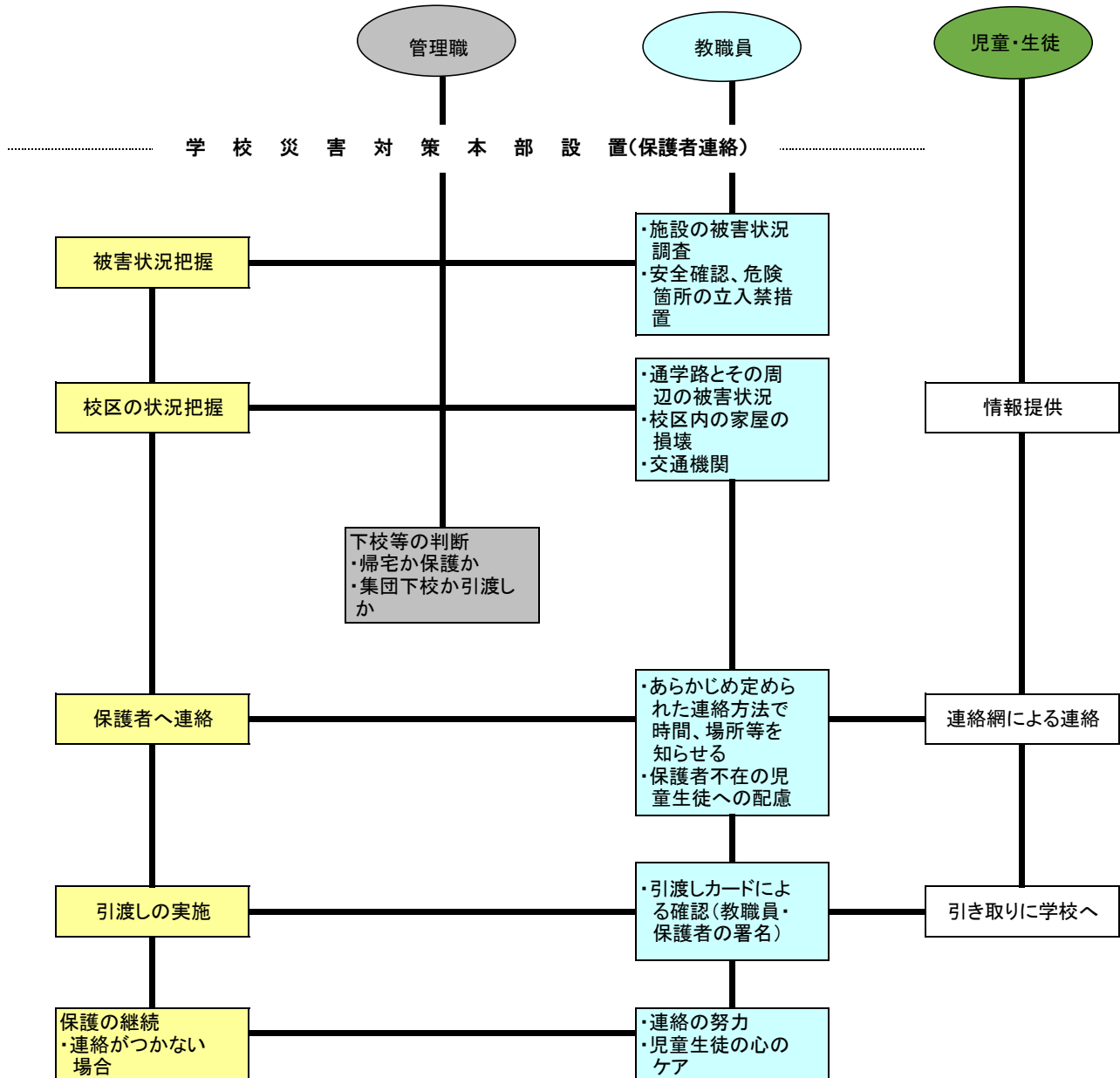
- ・校外学習等で児童生徒を引率中に、地下街や地下鉄の駅などで地震に遭遇した場合、教職員は児童生徒にカバンなどで頭を保護させ、落下物の危険のない場所に素早く避難させる。
- ・速やかに人員の点呼確認、怪我の有無などを調べ、怪我をした者の応急処置を行う。
- ・駅員などの指示や誘導等に従って速やかに地上に避難する。こうした施設内では、避難する人が出口に殺到するとパニックになる恐れなどがあるため、駅員などの指示に従って、落ち着いて避難する。
- ・地上に避難したら現地公共機関と連絡を取り、情報を得ながらその指示に従う。また、学校に連絡を取り、状況及び対応について報告し校長の指示を受けるとともに、家庭への連絡等について手配する。

勤務時間外時の災害対応



児童生徒の保護者への引渡し

緊急時に児童生徒の引渡しを円滑に行うため、連絡カードを兼ねた引渡しカードを作成しておくとともに、訓練を通して引渡しの手順を周知するなど、非常時における速やかな連絡手段を整えておく。この場合、保護者が昼間家庭にいない場合についても考慮する。



児童生徒引渡しカード

児童生徒氏名		性別		学年・学級	
住所					
保護者氏名		児童生徒との関係		電話	
兄弟姉妹	(有 ・ 無)	小 中 高	年 組 番	小 中 高	年 組 番
緊急時の連絡先	電話()				
引き取り者				本人との関係	
避難場所					
引渡し日時	月	日	時	分	教職員名

引き取り者がいない児童生徒

児童生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が1人は側につき、児童生徒に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引取り者が来るまで、学校で預かる。子供に不安感を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば、勤務先または緊急連絡先に電話する

学校施設・設備の被害状況の点検

二次災害の発生を防止し、また、早期に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被害状況を点検するとともに、できるだけ早く専門家の応急危険度判定を受けることが必要である。危険箇所については、立入禁止の標識やロープを張る等の措置を講じる

	学 校 の 対 応
安全確保	・学校施設、設備の安全確認を行うと同時に整理を行う ・理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う ・危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う
ライフラインの点検	・ライフライン(電気・水道等)が使用できるか点検し、必要な処置を行う ・ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく ・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる
復旧対応	・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ ・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく ・私学大学課、災害対策本部と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める

危険箇所の判断

建物の危険度判定は専門家に任せなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかを速やかに判断できるようにしておく。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破損である。

- ・鉄筋コンクリート
 - 柱・梁＝鉄筋が見える。深い亀裂 壁＝大きく深い亀裂。×字型の亀裂
- ・鉄骨造り
 - 柱・梁＝折れる、捻じ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ。
 - 壁＝破損があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫
- ・木造
 - 柱・梁＝傾く、接合部が外れる。

